

令和3年第7回国立大学法人旭川医科大学経営協議会（書面審議）議事要旨

1. 日 時 : 令和3年11月17日（水）～令和3年11月22日（月）
2. 参加者 : 松野 丈夫学長職務代理, 平田 哲理事, 高野 一夫理事,
表 憲章委員, 原田 直彦委員, 房川 樹芳委員, 白井 恵理子委員,
研谷 智委員

議 題

1. 学長の期末特別手当について

学長職務代理から、役員の期末特別手当の額については、国立大学法人旭川医科大学役員給与規程第12条第3項において、「経営協議会の議を経た上で、その者の業績に応じ、これを増額又は減額することができる。」と規定されている旨の説明があった。

その後、本学に学長職務代理を設置した令和3年6月26日以降、学長の職務を遂行していない吉田学長の期末特別手当の減額の是非について審議願いたい旨の発議があり、書面審議の結果、当該手当については、「令和3年6月26日の前日までの日割り分として、手当額に183分の24を乗じた額」とすることが了承された。

以上